

令和8年5月改定

# 加西市議会業務継続計画

## (議会BCP)

令和2年12月

加西市議会

## 目 次

1. 業務継続計画の目的	1
2. 対象とする災害の種類	2
3. 災害時の議会、議員の行動指針	
(1) 議会の役割	3
(2) 議員の役割	3
4. 災害時の執行機関の動きと議会の関係	4
5. 災害時の業務継続体制	
(1) 業務継続体制の構築	5
(2) 業務を継続するための環境整備	8
6. 地震・風水害等発生時に係る活動の基準	
(1) 議員の基本的行動	9
(2) 災害発生時期に応じた行動基準及び行動形態	9
7. 感染症発生時に係る活動の基準	
(1) 議員の基本的行動	16
(2) 感染発生時期に応じた行動基準及び行動形態	16
8. 情報収集	
(1) 地域の災害情報の収集	23
(2) 議員が収集した情報の処理方法	23
9. 議会の防災訓練	24
10. 計画の運用	
(1) 議会BCPの見直し	24
(2) 見直し体制	24
11. 計画の体系図	25

参考資料 1	災害に対する執行機関の組織体制	27
参考資料 2	災害に対する職員の配備体制	28
参考	議員安否連絡表	29
参考	情報収集連絡表	30

## 1. 業務継続計画の目的

大規模災害などの非常事態においても、議会は二元代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関、住民代表機関として、その基本的機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る必要がある。

本市においては山崎断層帯の他、ため池や土砂災害警戒区域を多く保有しており、大規模自然災害が常に身近に起こり得るものとして認識しなければならない。

また、令和2年3月には、世界保健機関（WHO）が世界的大流行を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威をもたらした。

このことから、自然災害に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続して議会の機能を担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会、議員等の役割を定めた加西市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

## 2. 対象とする災害の種類

議会BCPの対象とする災害は次のとおりとする。

災害時において、議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密で極めて高い関係性を有し、相互に補完する関係にあることから、加西市地域防災計画に基づく加西市災害対策本部、加西市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく加西市新型インフルエンザ等対策本部及び加西市国民保護計画に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「対策本部等」という。）が設置される災害基準をおおむね準用するものである。

災 害 種 別	災 害 内 容
地 震	震度 5 弱以上の地震が発生したとき。
風 水 害	台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき。
感 染 症	感染症法に基づく指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症が国内で発生したとき。
そ の 他	大規模火災などの事故、原子力災害、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき。

### 3. 災害時の議会、議員の行動指針

#### (1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算や条例、重要な契約などについて、団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、大規模な災害等が発生した非常事態においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正な運営により、議会機能を維持する必要がある。そのために、さまざまな災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えておかなければならない。加えて、災害の復旧・復興にあっては、住民の代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

#### (2) 議員の役割

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は自然災害の発生時には、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために非常事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。議員は議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

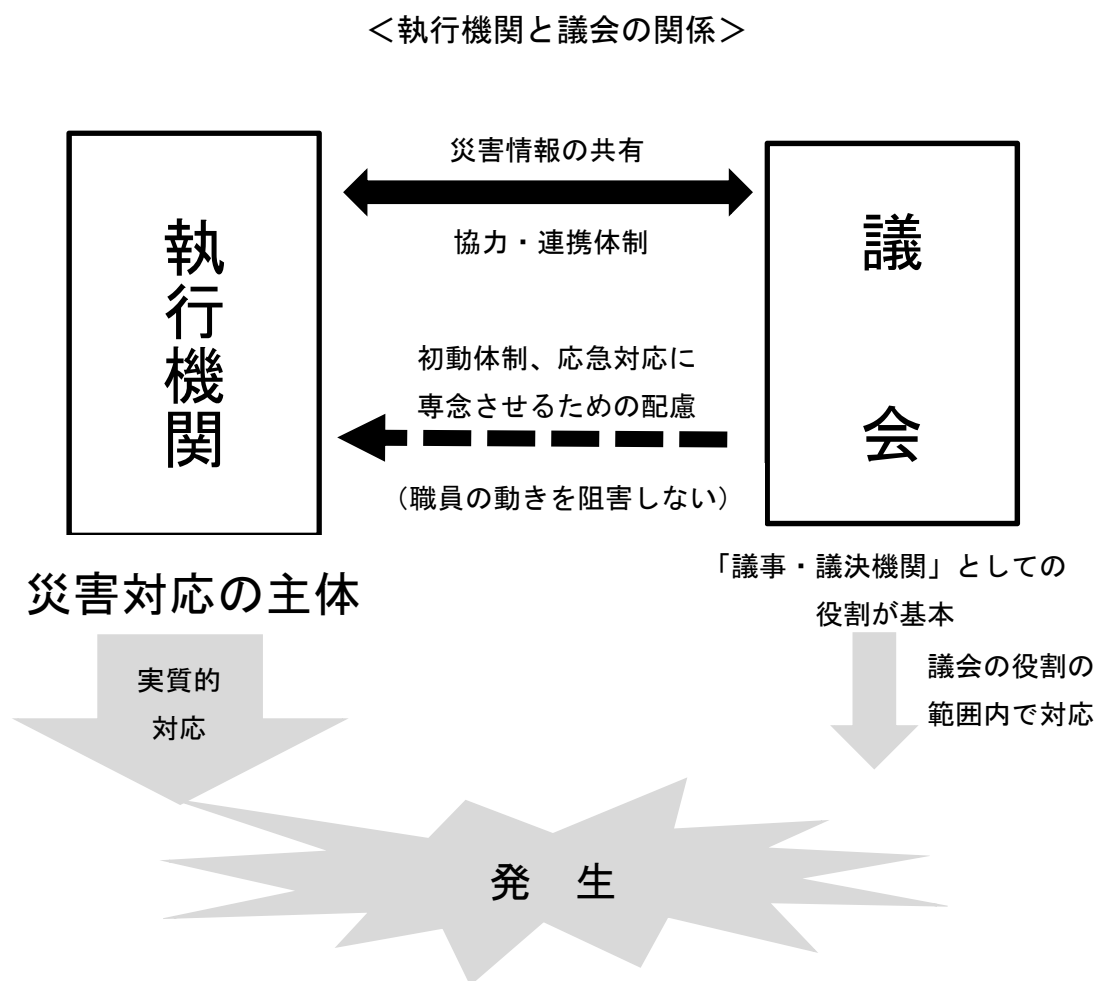
また、感染症の発生時には、自身の感染予防を図りつつ、感染拡大による市民生活への影響等の情報収集に努める。

#### 4. 災害時の執行機関の動きと議会の関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応するのは、危機管理・防災対策の担当課をはじめとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に、災害初期段階においては、市職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集及び要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるような配慮が必要となる。

一方で、議会の役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集し、チェックすることが必要である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。



## 5. 災害時の業務継続体制

### (1) 業務継続体制の構築

災害時においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議会を構成する議員の安全確保と安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

よって、まずは組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

#### ① 議会及び議員の体制

##### ア 議会災害対策支援本部の設置

議会は、災害時において、議会機能を維持するため、市の対策本部等が設置された後、速やかに加西市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

#### < 執行機関・議会における各組織の設置の時期 >

		災害警戒時	災害時
執行機関	地震・風水害等発生時	加西市 災害警戒本部	加西市 災害対策本部
	感染症発生時	加西市新型インフルエンザ等対策調整会議	加西市新型インフルエンザ等対策本部
議 会			加西市議会 災害対策支援本部

支援本部は、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長で構成し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担い、設置基準は次のとおりとする。

(支援本部)

役 職	支援本部長	支援副本部長	支援本部員
構成員	議長	副議長	議会運営委員会正副委員長
主な 任務	支援本部を設置し、会議の事務を統括する。	支援本部長を補佐し、支援本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	支援本部長の指示の下、次の任務に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援本部の運営に関すること。</li> <li>・ 議員の安否に関すること。</li> <li>・ 議員の参集に関すること。</li> <li>・ 本会議、委員会の開催及び協議事項に関すること。</li> <li>・ 災害情報の収集に関すること。</li> <li>・ 市の災害対策本部との連携に関すること。</li> <li>・ その他災害対策に必要なこと。</li> </ul>
設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
市の対策本部等を設置後、速やかに設置し、当該本部等の解散をもって支援本部を解散する。	議長室	支援本部長等から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の進行は、支援本部長が行う。</li> <li>・ 協議事項は、支援本部長が決定する。</li> </ul>

イ 支援本部などの指揮命令系統

支援本部においては、支援本部長が不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、議員の第一次招集は、支援本部長（議長）、支援副本部長（副議長）及び支援本部員（議会運営委員会正副委員長）とし、第二次招集は、その他の議員とする。

【支援本部長不在時の代理者】

支援本部長（議長）⇒ 支援副本部長（副議長）⇒ 議会運営委員長

② 議会事務局職員の体制

市において、対策本部等が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

**【議会事務局職員の非常時優先業務】**

- ・ 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・ 議員の安否確認
- ・ 電気、水道などのインフラの確認
- ・ 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ・ 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- ・ 市の対策本部等との連絡体制の確保
- ・ 災害関係情報の収集と整理、議員への発信
- ・ 議会棟内の被災状況の確認と会議場所の確保
- ・ 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認など

## (2) 業務を継続するための環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた環境整備が必要である。

### ① 議場及び委員会室等

議場、委員会室、議会事務局等のある議会棟は、平成元年に建設され新耐震基準は満たしており、使用不能となる甚大な災害や損壊の可能性は低いと想定するが、想定を上回る地震など不測の事態が発生した場合のため、代替施設を確保しておく必要がある。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設として、市民会館や健康福祉会館などが考えられるが、代替施設として使用することについて、執行機関と協議する必要がある。

### ② 通信機器設備

現在、議会事務局には、災害時優先電話が配置されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時にはその利用の集中や回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。議会への災害時優先電話や防災無線の配置検討に加え、導入コストが高額な衛星電話については、本市議会で導入している自治体ビジネスチャットアプリの災害時での動作状況を調査継続し、衛星電話の代替品として災害時の通信手段の一つとなり得るか検討する必要がある。

### ③ 備蓄品などの確保

備蓄品については、3日間の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとなっている。加西市地域防災計画では、市民を対象に2日分の食料の備蓄に努めるとされているが、議会において議員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員は数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

## 6. 地震・風水害等発生時に係る活動の基準

### (1) 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動に当たるものとする。

- ◇ 支援本部から参集指示があるまでは、市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ◇ 地域活動などを通して、市が拾いきれない被災情報などを収集する。
- ◇ 支援本部からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- ◇ 支援本部員は、支援本部が設置された場合には、上記にかかわらず支援本部の任務に当たる。
- ◇ 議会BCPの対象とする災害が発生した場合は、議員は、「議員安否連絡表」により議会事務局に安否報告を行う。

### (2) 災害発生時期に応じた行動基準及び行動形態

#### ア 議員の行動基準

##### 【災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合】

- ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安全確保を行うとともに、支援本部から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

##### 【災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日）に発生した場合（議員が市内にいる状態）】

- ・議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・支援本部員は、支援本部長の指示により参集し、支援本部の任務に当たる。その他の議員は、連絡が取れる体制を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

**【災害が議員の市内不在時に発生した場合】**

- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・支援本部員は、支援本部長の指示により参集し、支援本部の任務に当たる。その他の議員は、速やかに市内に戻り、連絡が取れる体制を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

**イ 議会事務局職員の行動基準**

**【災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合】**

- ・議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、非常時優先業務に当たる。
  - ◀本会議又は委員会開催中▶
- ・本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たる。
  - ◀休会又は閉会中▶
- ・休会又は閉会中における非常時優先業務は、安否報告のない議員に対して安否確認を行う。

**【災害が勤務時間外（夜間、土曜、日曜、祝日）に発生した場合】**

- ・議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備体制に従い、速やかに議会事務局へ参集し非常時優先業務に当たる。配備体制外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保する。

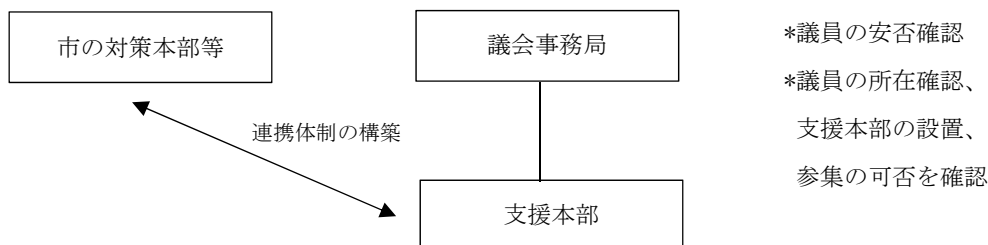
## 行動基準

時期	議会事務局職員の行動	支援本部の行動	議会・議員の行動
<b>【初動期】</b> 災害発生直後 ～3時間以内	◇災害情報の確認 ◇自身の安全確保 ◇参集者は指定された場所へ参集 ◇議会事務局の被災状況の確認（支援本部の場所決定） ◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認		◇自身と家族の安全確保 ◇議会事務局に安否報告
3時間後～ 1日以内	◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇市と連絡体制の確保 ◇議場、委員会室などの被災状況の確認 ◇議場等の中継設備の確認 ◇災害関係情報の収集	◇支援本部の設置 ◇災害関係情報の収集 ◇市の対策本部等との連携	◇自身と家族の安全確保 ◇議会事務局に安否報告
1日後～ 3日以内	◇支援本部の運営 ◇議員の安否情報の整理 ◇災害関係情報の収集・整理・発信	◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市の対策本部等との情報共有 ◇議会運営事項の協議	◇支援本部からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇支援本部からの指示に即応できる体制の確保
<b>【中期】</b> 3日後～ 7日以内	◇支援本部の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信 ◇議会再開に向けた準備	◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市の対策本部等との情報共有 ◇議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議）	◇支援本部からの指示を踏まえて行動 ◇地域での災害情報、意見、要望などの収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力

		◇災害初動対応の進捗状況の確認	◇支援本部からの指示に即応できる体制の確保
【後期】 7日後～ 1ヶ月以内	◇支援本部の運営 ◇議会再開に向けた準備 ◇通常業務に移行	◇本会議、委員会の開催準備	◇支援本部からの指示により、議員活動に専念
1ヶ月後～	◇議会再開 ◇通常業務	◇本会議、委員会の開催 ◇復旧体制などの確認 ◇支援本部の解散	◇本会議、委員会の開催 ◇議決事件の審議・議決 ◇復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ◇復興計画の審議 ◇通常の議会体制への移行

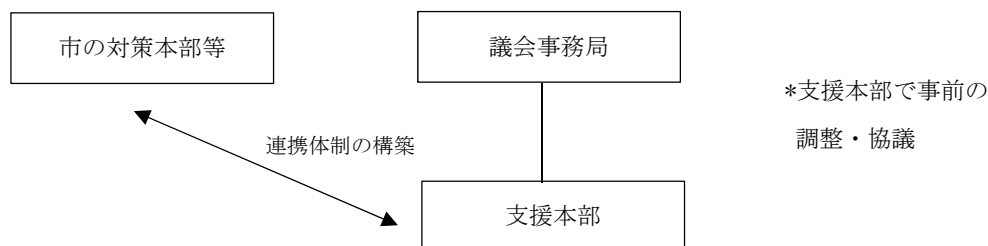
## 行動形態

初動期（発災～3日以内）：議会事務局職員の参集、支援本部の設置、安否確認の実施、情報の収集



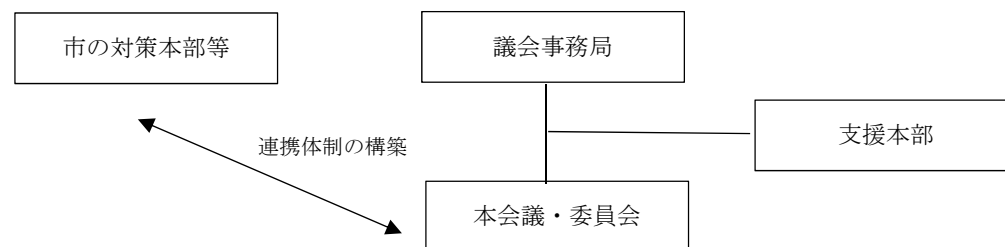
※議員は、支援本部からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力する。

中期（発災3日後～7日以内）：災害情報の収集、把握、共有、発信



※議員は、支援本部からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

後期（発災7日後～1ヶ月以内）：議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する。

発災1ヶ月後～：通常の議会組織体制へ（復興計画などを議会として審議）

## ウ 議員の参集方法

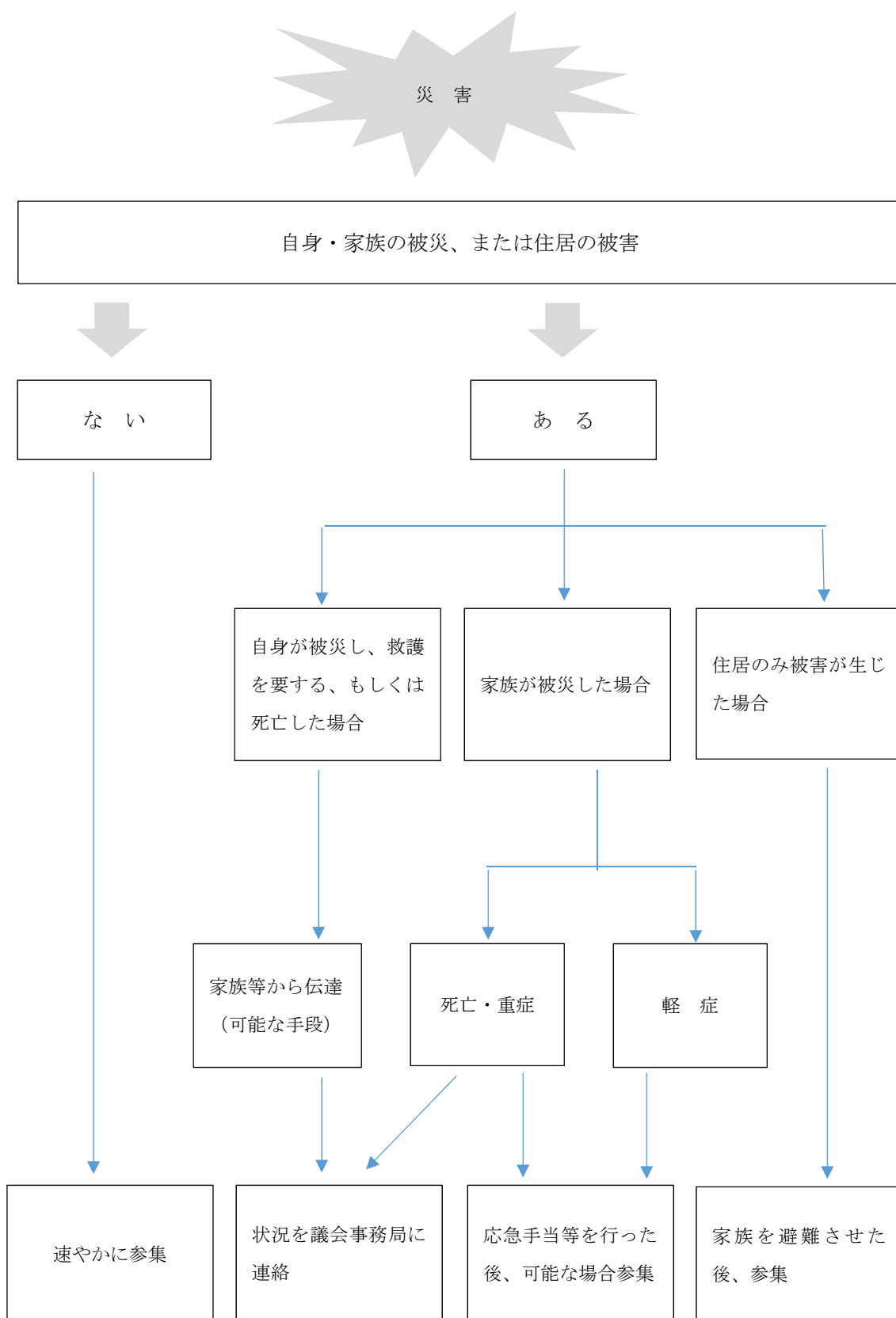
議員は、支援本部から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を支援本部長に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保しておくものとする。

参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
◇公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、必要な交通手段にて参集	◇本庁舎が被災していない場合 ⇒議員協議会室 ◇本庁舎が被災した場合 ⇒支援本部長が指定する代替施設・場所	◇防災服、ヘルメット、長靴の着用を基本にその他自身の安全を確保できる服装 ◇冬季は防寒対策を行う	◇携帯電話、筆記用具、飲料水、軍手、マスク、着替えなど

※ 参集途上、被災者の救護、救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

## 【議員参集のフロー】



## 7. 感染症発生時に係る活動の基準

### (1) 感染症に係る発生段階別の考え方

新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されたが、今後も感染力の強い新感染症が発生する可能性は十分に考えられる。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）では、新感染症も対象としており、特措法に基づき策定された「加西市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等の発生時における市の業務の継続を図るための計画であり、同計画に掲げられている発生段階に応じ必要な措置が講じられることから、同計画をもとに議会及び議会事務局における業務継続の体制及び活動の基準を示す

### (2) 議員の基本的行動

感染症が国内で発生した時には、国・県の感染症対策を基本として行動する。議員は、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行うものとする。なお、自身又は家族に感染症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会事務局へ報告する。また、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動に当たるものとする。

- ◇ 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ◇ 市内で感染者が発生した時には、不要不急の外出を自粛する。
- ◇ 議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保しておく。
- ◇ 支援本部員は、支援本部が設置された場合には、上記にかかわらず支援本部の任務に当たる。
- ◇ 議長や支援本部からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。

### (3) 感染症発生時期に応じた行動基準及び行動形態

#### ア 議員の行動基準

##### 【国内、県内で感染者が発生した場合】

- ・ 毎日、手洗い・うがいの励行、マスクの着用等感染予防を行う。
- ・ 発熱、咳、倦怠感などの症状がないか、体調の変化に気をつける。
- ・ 十分な睡眠をとり、体調管理に注意する。
- ・ 多くの人が集まる会合や不特定多数の人が集まる場所等の利用は、

なるべく控える。

**【市内で感染者が発生した場合】**

- ・国内、県内発生時の行動基準を継続する。
- ・不要不急の外出を自粛する。
- ・高熱がある場合には、登庁しない。
- ・議会棟内に入る際には、手指の消毒を徹底し、事務局において検温を行う。
- ・議会棟内ではマスクの着用を徹底する。
- ・3つの密（密閉、密集、密接）を避ける。

**イ 議会事務局職員の行動基準**

- ・備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の発注
- ・議員の行動基準に準じて行動する。
- ・議会棟入口等へ消毒液を設置する。
- ・議員の健康状態を把握する。
- ・執行機関との連絡体制を確保する。
- ・感染拡大の状況に応じて、継続して実施する業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う。

【発生段階】※「加西市新型インフルエンザ等対策行動計画」P8より抜粋

市内の状態	県内の状態	国の状態
<b>【未発生期】</b> 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
<b>【海外発生期】</b> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(県内未発生期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		<b>【国内発生早期】</b> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
<b>【市内未発生期】</b> 市内で患者が発生していない状態	<b>【県内発生早期】</b> 県内又は隣接府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
<b>【市内発生早期】</b> 市内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<b>【県内感染期】</b> 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
<b>【市内感染期】</b> 市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<b>【国内感染期】</b> 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
<b>【小康期】</b> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※ 本計画における「市内」の発生段階は、県が決定する「地域における発生段階」に準じる。

※ 発生状況によって、県内感染期であっても市内未発生期であるという状況もあり得る。

※ 県計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県である。

## 行動基準

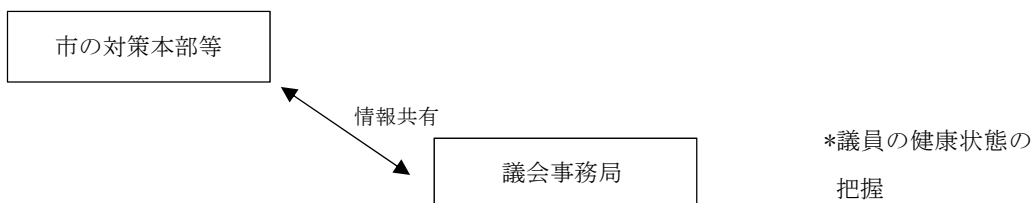
時期	議会事務局職員の行動	支援本部の行動	議会・議員の行動
【海外発生期】	◇備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認 ◇不足品の発注		
【国内発生期】	◇感染予防の啓発 ◇情報収集	◇支援本部の設置検討	◇感染予防 ◇視察、出張等の制限 ・まん延県への移動自粛
【県内発生期】	◇感染予防の徹底 ◇市と連絡体制の確保 ◇議員の健康状態の把握 ◇職員の健康状態の把握	◇支援本部の設置 ◇議会の対応方針協議 ・市外視察、出張等の制限 ・市外からの視察等受入制限 ・本会議、委員会等の運営方法 ◇市対策本部等との情報共有	◇感染予防 ◇視察、出張等の制限 ・市外への移動自粛 ◇健康状態の管理 ・検温等による健康状態の把握
【市内発生期】	◇感染予防の徹底 ◇支援本部の運営 ◇議員の健康状態の把握 ◇執行機関との連絡調整	◇議会の対応方針協議 ・議会、議員活動の制限 ・本会議、委員会等の運営方法 ◇市対策本部等との情報共有	◇感染予防 ◇不要不急の外出自粛 ◇行動・健康状態の管理 ・検温等実施による健康状態の把握 ・行動記録の作成
【小康期】	◇順次、通常業務の再開 ◇3密回避への配慮	◇次の感染拡大に備えた対応の検討	◇順次、通常の議員活動に戻す

なお、新型インフルエンザ等への対応は、様々な要因によって左右されるため、下記行動基準については、弾力的に運用する。

## 行動形態

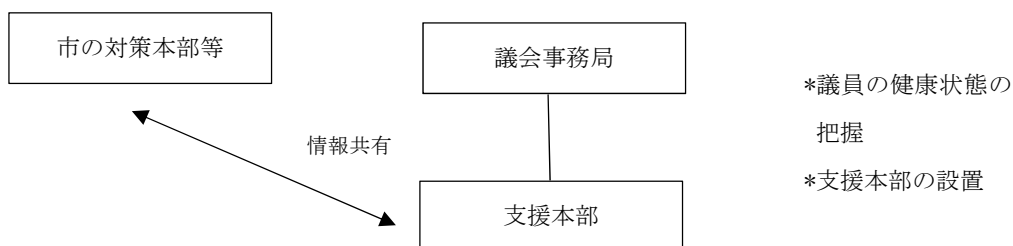
海外発生期：備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の発注

国内発生期：議員・職員及び家族の健康状態の確認、情報の収集



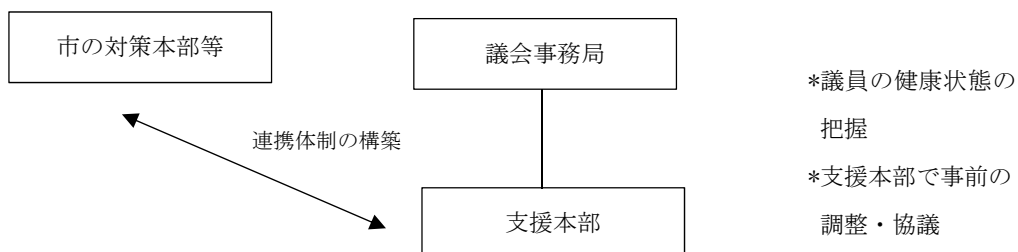
※議員は、自身や家族等の健康状態の把握を行う。  
当面の議会活動内容の検討を行う。

県内発生期：支援本部の設置、感染状況の把握、情報共有



※議員は、登庁時には手指消毒、マスクの着用等の感染予防を行う。

市内発生期：感染状況の把握、情報収集



※議員は、不要不急の外出を自粛する。

小康期：順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

【感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー】

発熱等の症状がある場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出及び他者との接触を控える</li> <li>・ 体温を計測し記録する</li> <li>・ 可能な限り一定期間の行動を整理し記録する</li> <li>・ 議会事務局に状況を連絡する（必要に応じ対応を協議）</li> </ul>



改善が見られない場合

発熱や倦怠感など、感染症毎に厚生労働省が推奨する相談・受診の目安を満たす症状がある場合
加東健康福祉事務所 ☎0795-42-9436
平日 午前9時～午後5時30分



感染者又は濃厚接触者と認定を受けた場合

議会事務局へ連絡
議会事務局 ☎0790-42-8790
平日 午前9時～午後5時15分



支援本部の設置

支援本部	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会对応方針協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議場、及び議員協議会室、委員会室への入室、その他議会棟内各室への出入りの有無の確認</li> <li>・ 議場等の消毒など、必要な対応策について執行機関と協議</li> </ul>

## ウ 議員の参集方法

議員は、支援本部から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を支援本部長に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保しておくものとする。

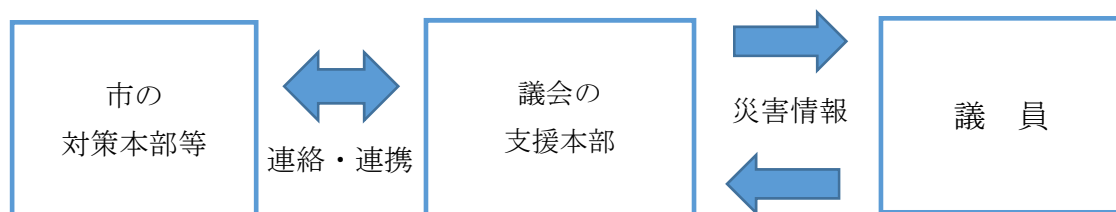
参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
◇感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する（自家用車等）	◇議員協議会室	◇通常の服装	◇携帯電話、筆記用具、マスクなど

## 8. 情報収集

議会として適正な審議、決定を行うにあたっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の対策本部等へ集積されることから、当該本部等を通じて情報を得ることが効率的である。

一方で、地域の実情に詳しい議員には、地域の詳細な災害情報が寄せられこともあり、議員が把握した情報も非常に有益で市の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応に当たるためには、執行機関と議会との災害情報の共有が必要である。

そのために、市の対策本部等と議会の支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



### (1) 地域の災害情報の収集

議員は、市が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は支援本部から参集指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど、非常に有益である。一方で、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことが重要である。

### (2) 議員が収集した情報の処理方法

議員が地域から収集した情報は、市の対策本部等に直接連絡するのではなく、「情報収集連絡表」により、議会の支援本部に連絡する。支援本部は、収集した議員からの情報を整理し、市の対策本部等に提供する。ただし、緊急を要するものについては、市の対策本部等に直接連絡する。

## 9. 議会の防災訓練

議会BCPに基づく行動基準の確認及び災害に対する即応力を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

## 10. 計画の運用

### (1) 議会BCPの検証・見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練等により新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、より実効性のある計画とする必要がある。

また、災害や防災訓練の検証結果を踏まえ、実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、検証・見直しを行うものとする。

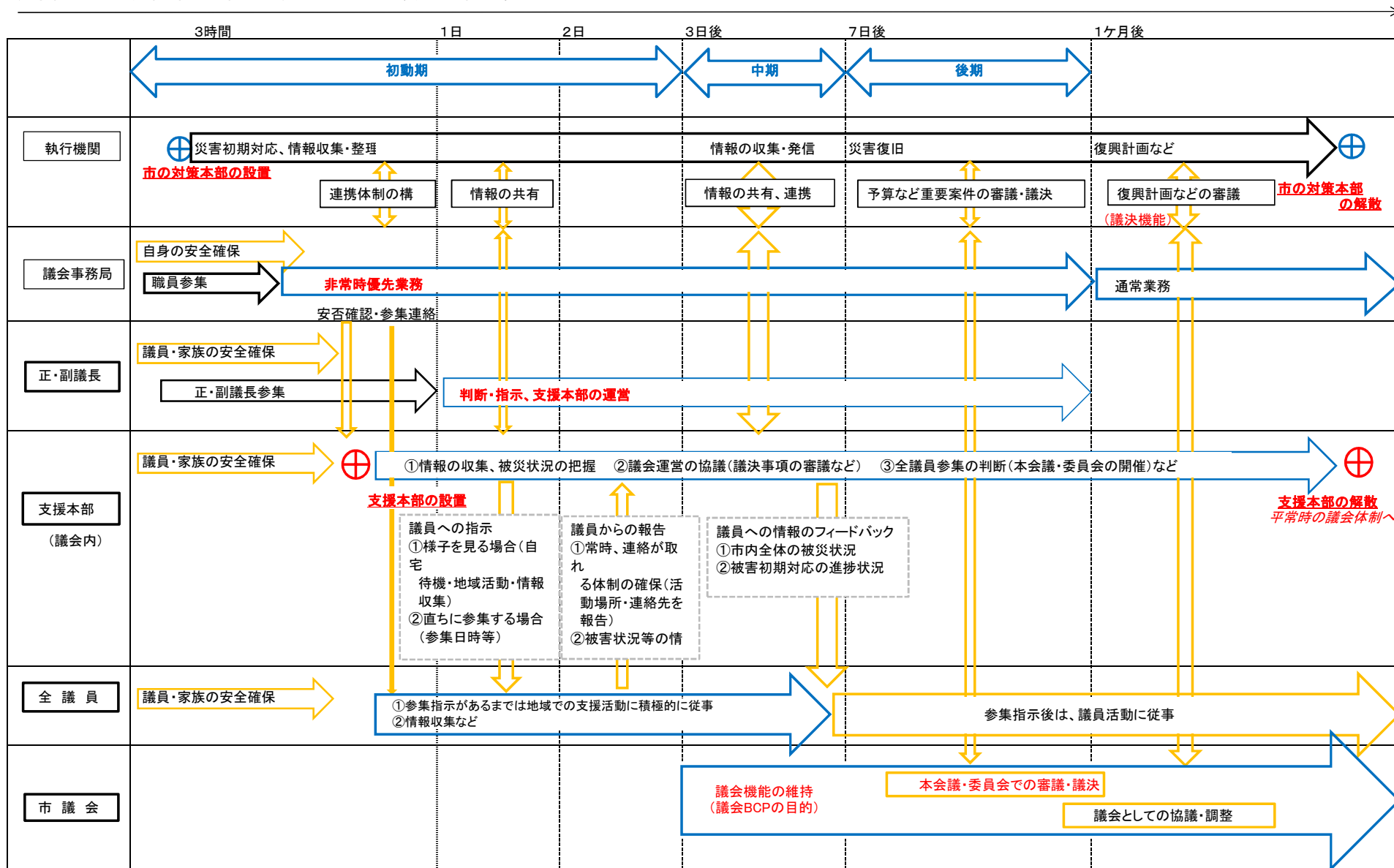
### (2) 検証・見直し体制

議会BCPの検証・見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

## 1 1. 計画の体系図

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1ヶ月程度までの行動などについて、災害（地震・風水害）が発生した場合を一つの基本的パターンとして整理する。

◇時系列にみる災害時の基本的行動パターン(※地震・風水害の場合)



《 災害警戒本部の設置 》

	加西市災害警戒本部	
	地震	風水害
本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁発表による「震度4」の地震を加西市で観測したとき。</li> <li>・気象警報の発令状況、地域の特殊事情等警戒態勢を強化する必要があるとき。</li> <li>・その他本部長が特に必要と認めるとき。</li> </ul>	災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象警報の発生状況、地域の特殊事情等警戒態勢を強化する必要がある場合。

《 災害対策本部の設置及び解散の時期 》

	加西市災害対策本部	
	地震	風水害
本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域に震度5弱以上又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。</li> <li>・大規模地震対策特別措置法の基づく「警戒宣言」が発令されたとき。</li> <li>・南海トラフ巨大地震等の危険が発表されたとき。</li> <li>・その他総合的応急対策を必要とするとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、又はその恐れがある場合において、災害の応急対策を実施するため、又は、応急対策に備える必要があると判断したとき。</li> <li>・その他、不測の事態が生じ、又は生じる恐れがあるため応急対策の必要があると判断したとき。</li> </ul>
本部の解散	市の地域において災害の発生する恐れが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたとき。	市の地域において災害の発生する恐れが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたとき。
本部の場所	原則として、本庁3階庁議室とする。ただし、当該庁議室の被害等により設置することが困難な場合は、多目的ホール等に設置する。	原則として、本庁3階庁議室とする。

## 災害に対する職員の配備体制

### 加西市防災指令及び配備体制 (地震)

防災指令	加西市第 1 号防災指令	加西市第 2 号防災指令	加西市第 3 号防災指令
配備体制	第1 号配備体制(準備)	第2 号配備体制(待機)	第3 号配備体制(出動)
配備内容	少数の人員を配備し主として情報連絡にあたる。	所属人員の概ね 2～5 割の人員を配備し防災活動にあたる。	所属人員全員を配備し防災活動の万全を期する。
発令基準	災害の状況	震度 4 の地震が発生したとき (自動発令)	震度 5 弱又は強の地震が発生したとき。(自動発令)
備考	災害の状況、規模を判断し、配備体制を決定する。		

### 加西市防災指令及び配備体制 (風水害)

防災指令	加西市第 1 号防災指令	加西市第 2 号防災指令	加西市第 3 号防災指令	
配備体制	第1 号配備体制(準備)	第2 号配備体制(待機)	第3 号配備体制(出動)	
配備内容	少数の人員を配備し主として情報連絡にあたる。	所属人員の概ね 2～5 割の人員を配備し防災活動にあたる。	所属人員全員を配備し防災活動の万全を期する。	
発令基準	災害の状況	1 中規模の災害の発生が予想される段階 2 中規模の災害が発生した場合	1 大規模の災害の発生が予想される段階 2 大規模の災害が発生した場合	
	気象状況	次の各警報が発令されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)土砂災害警戒情報	大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報	
	水防指令発令状況	兵庫県水防指令第 1 号が発令されたとき。	兵庫県水防指令第 2 号が発令されたとき。	兵庫県水防指令第 3 号が発令されたとき。
	水防警報発令状況		水防警報の「準備」が発せられたとき。	水防警報の「出動」が発せられたとき。
備考	気象状況、水防指令発令状況、その他を総合検討のうえ災害の状況、規模を判断し、配備体制を決定する。			

参考

## 議員安否連絡表

受信日時	月日		議員氏名	
	時間			
受信者名			議員住所	加西市

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽傷 その他 ( )	
			無	
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ( )	
			無	
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外 ( )		
	市外	⇒ 場所 ( )		
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ( )		
		無		
参集の可否	可 ・ 否	参集可能時間		
連絡先	議員との連絡がとれない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他				

[Logoフォーム版：使用の場合は、こちらを長押ししQRコードを利用して下さい。](#)



参考

## 情報収集連絡表（第報）

受付日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
------	----------	-------	-----

議員氏名		電話番号	
災害種別	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> その他の災害（ ）		
災害場所	加西市 町		
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他建物 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 道路（ 国道 ・ 県道 ・ 市道 ・ 農道等 ） <input type="checkbox"/> 河川		
死傷者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ <input type="checkbox"/> 死者 名 <input type="checkbox"/> 負傷者 名 ）		
災害状況等	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 堤・法面等崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 決壊 <input type="checkbox"/> 倒木 <input type="checkbox"/> 冠水		
	（必要と思われる事項を簡単に記載してください）		

【送信先】 加西市議会事務局 FAX：0790-43-1810 TEL：0790-42-8790  
e-mail：gikai@city.kasai.lg.jp

[Logoフォーム版※使用の場合はこちらを長押しかQRコードを利用して下さい](#)

